

狭あい道路拡幅整備事前協議書 の記入例 〈建築確認申請前の事前協議〉

注意事項

- (1) 記入は消えない黒のボールペンによる手書き、黒のゴム印、またはパソコン等での打ち込みのいずれかの方法で行ってください。
- (2) 訂正するときは、書き間違えた箇所を二重線で消し、その近く書き直してください。（訂正印は不要です。）
- (3) 記入欄が不足する場合は「別紙に記載」と記入し、別紙（様式自由）を添付してください。
- (4) 「印」の表示がある欄については記名・押印を行ってください。個人の場合は認印、法人・団体等の場合はその代表者役職、代表者氏名まで記入し、代表者印を押印してください。



認印の例



代表者印の例

別記第1号様式（第3条第2項関係）

令和 × 年 × 月 × 日

豊島区長

狭あい道路拡幅整備事前協議書

建築確認申請上の建築主と同一にしてください

建築主の変更が生じた場合には再度の事前協議が必要となります。

の所在	住所	豊島区 南池袋× 丁目 ×× 番 × 号
登記地番	豊島区 南池袋× 丁目 ×× 番 ××	
住所	〒171-××××	
	東京都豊島区南池袋×丁目××番×号	
建築主等	ふりがな	としま たろう
	氏名	豊島 太郎
	電話	03-3981-××××

建築敷地及び後退用地（道路部分含む）の地番を全て記入してください

建築主から委任を受けた代理人が申請する場合に記入してください

代理人

住所	〒171-××××
	東京都豊島区南池袋×丁目××番×号
事業所名	株式会社 狭あい事務所
	代表取締役 整備 太郎
	担当者（整備 次郎）
電話	03-3981-××××

事業所の代表者または担当者の印を押印してください

代理人を立てずに申請する場合は「本人申請」と記入してください

土地の所有者者を記入してください

建築主と同一の場合も省略せず記入してください

関係権利者

住所	〒171-××××
	東京都豊島区南池袋×丁目××番×号
ふりがな	かくふく みちこ
氏名	拡幅 道子
電話	03-3981-××××

売買等で所有権の移転が明らかな場合には、移転後の所有者者を記入し、別途売買契約書や登記申請書を添付してください（印紙や金額は黒塗りしてください）

工事施工者

事業所名	株式会社 狭あい建設
電話	03-3981-××××

後退前の概算値を記入してください

建築主が大企業・敷地面積500㎡以上の課税法人・学校法人の場合は「有」に○

敷地面積等	①敷地面積 ×× ㎡、 ② × 階建て
自主整備	該当（有・無）
建築工事予定	着手予定：令和 × 年 × 月 × 日
	完了予定：令和 × 年 × 月 × 日

未定の場合は記入不要です

同意書

私は、協議番号第 記入不要 号で豊島区狭あい道路拡幅整備事業の事前協議書に添付する現況図2部の内、1部は確定現況図として受けとりますが、残りの1部については近隣建築等の調査の参考資料として公開（閲覧・コピー）することに同意します。

建築主又は関係権利者	氏名	豊島 太郎
------------	----	-------

協議の成果である確定現況図は、窓口およびホームページにて個人情報等削除のうえ公開されます

公開への同意にご協力をお願いいたします

委任状 の記入例 〈建築確認申請前の事前協議〉

注意事項

- (1) 記入は消えない黒のボールペンによる手書き、黒のゴム印、またはパソコン等での打ち込みのいずれかの方法で行ってください。
- (2) 訂正するときは、書き間違えた箇所を二重線で消し、その近く書き直してください。（訂正印は不要です。）
- (3) 建築主が複数人の場合は、人数分の委任状を作成してください。
- (4) 「印」の表示がある欄については記名・押印を行ってください。個人の場合は認印、法人・団体等の場合はその代表者役職、代表者氏名まで記入し、代表者印を押印してください。



代理人を立てずに申請する場合は提出不要です

委任状

私は、

代理人	住 所	東京都豊島区南池袋×丁目××番×号
	ふ り が な	せいび じろう
	氏 名	整備 次郎
	事 業 所 名	株式会社 狭あい事務所
	電 話 番 号	03 (3981) ××××

会社・法人の場合は事業所の住所を記入してください

代理人（担当者）の氏名を記名してください

事前協議の手続き一式をすべて委任する場合は「1.」に○をつけてください

代理人として定め、下記の権限を委任します。

- ① 狭あい道路拡幅整備事業に関する事前協議の手続き一式

2. 次の一部委任

※ 現場立会いの際には、委任者、代理人の両者でお願いします。

令和 × 年 × 月 × 日

豊島区長

建築確認申請上の建築主と同一にしてください

委 任 者	住 所	東京都豊島区南池袋×丁目××番×号
	ふ り が な	としま たろう
	氏 名	豊島 太郎
土 地 の 所 在 地 (住所表示番号)		豊島区 南池袋× 丁目 ×× 番 × 号



道路整備承諾書 の記入例 〈建築確認申請前の事前協議〉

注意事項

- (1) 記入は消えない黒のボールペンによる手書き、黒のゴム印、またはパソコン等での打ち込みのいずれかの方法で行ってください。
- (2) 訂正するときは、書き間違えた箇所を二重線で消し、その近くに書き直してください。（訂正印は不要です。）
- (3) 建築主や関係権利者が複数人の場合は、人数分の道路整備承諾書を作成してください。
- (4) 「印」の表示がある欄については記名・押印を行ってください。個人の場合は認印、法人・団体等の場合はその代表者役職、代表者氏名まで記入し、代表者印を押印してください。



自主整備の場合は提出不要です

別記第4号様式（第6条第1項関係）

令和 × 年 × 月 × 日

豊島区長

道路整備承諾書

建築確認申請上の建築主
と同一にしてください

建築主等	住所	〒171-×××× 東京都豊島区南池袋×丁目×番×号
	氏名	豊島 太郎
	電話	03-3981-××××

土地の所有者を記名・押印してください

建築主と同一の場合も省略せず記名・押印
してください

関係権利者

関係権利者	住所	〒171-×××× 東京都豊島区南池袋×丁目×番×号
	氏名	拡幅 道子
	電話	03-3981-××××

売買等で所有権の移転が明らかな場合には、移転後の所有者を記入し、別途売買契約書や登記申請書を添付してください（印紙や金額は黒塗りしてください）

下記土地のうち、豊島区狭あい道路拡幅整備条例に基づく後退用地及び隅切り用地を道路として整備することを承諾します。

記

1. 土地の所在 住所 豊島区 南池袋×丁目 ×番 ×号
登記地番 豊島区 南池袋×丁目 ×番 ×号

道路敷地無償使用承諾書 の記入例 〈建築確認申請前の事前協議〉

注意事項

- (1) 記入は消えない黒のボールペンによる手書き、黒のゴム印、またはパソコン等での打ち込みのいずれかの方法で行ってください。
- (2) 訂正するときは、書き間違えた箇所を二重線で消し、その近くに書き直してください。（訂正印は不要です。）
- (3) 建築主や関係権利者が複数人の場合は、人数分の道路敷地無償使用承諾書を作成してください。
- (4) 「印」の表示がある欄については記名・押印を行ってください。個人の場合は認印、法人・団体等の場合はその代表者役職、代表者氏名まで記入し、代表者印を押印してください。



拡幅整備の対象となる道路が私道の場合は提出不要です

別記第7号様式（第8条第2項関係）

令和 × 年 × 月 × 日

豊島区長

道路敷地無償使用承諾書

建築確認申請上の建築主
と同一にしてください

建築主等

住所	〒171-xxxx 東京都豊島区南池袋×丁目×番×号
氏名	豊島 太郎
電話	03-3981-xxxx



土地の所有者を記名・押印してください

建築主と同一の場合も省略せず記名・押印
してください

土地所有者

住所	〒171-xxxx 東京都豊島区南池袋×丁目×番×号
氏名	拡幅 道子
電話	03-3981-xxxx



売買等で所有権の移転が明らかな
場合には、移転後の所有者を記入し、
別途売買契約書や登記申請書を添付
してください（印紙や金額は黒塗り
してください）

借地権者

住所	〒171-xxxx 東京都豊島区南池袋×丁目×番×号
氏名	豊島 太郎
電話	03-3981-xxxx



土地の借地権者を記名・押印してください

建築主と同一の場合も省略せず記名・押印
してください

借地権者がいない場合は記入不要です

豊島区狭あい道路拡幅整備条例に基づき道路として整備される後退用地等
別区道の区域に編入し、区が無償使用することを承諾します。

記

1. 土地の所在

住所 豊島区 南池袋× 丁目 ×× 番 ×号
登記地番 豊島区 南池袋× 丁目 ×× 番 ××

2. 後退用地等の面積

記入不要

m²（整備後の実測求積図による）

狭あい道路拡幅整備(自主整備)要件について の記入例

〈建築確認申請前の事前協議〉

注意事項

- (1) 記入は消えない黒のボールペンによる手書き、黒のゴム印、またはパソコン等での打ち込みのいずれかの方法で行ってください。
- (2) 訂正するときは、書き間違えた箇所を二重線で消し、その近く書き直してください。(訂正印は不要です。)
- (3) 「印」の表示がある欄については代表者役職、代表者氏名まで記名し、代表者印を押印してください。



代表者印の例

建築主が個人・大企業の場合は提出不要です
建築主が中小企業に該当する場合のみ提出してください

狭あい道路拡幅整備（自主整備）要件について

(協議番号 第 記入不要 号)
令和 × 年 × 月 × 日

豊 島 区 長

住 所 東京都豊島区南池袋×丁目×番×号

申請者 株式会社豊島区役所
代表取締役 区役所 太郎



総務省が所管する「日本標準産業分類」を確認し、該当する業種を記入してください

別業種に属する複数の事業を持つ場合は、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であり、自主整備を行う事業主として扱いません。

主 な 事 業	××業
従 業 員 数	×× 人
資本の額又は出資の総額	××,×××,××× 円

中小企業基本法における「常時使用する従業員」の申請日時点での人数を記入してください

一 参 考 一

狭あい道路拡幅整備（自主整備）要件にかかわる中小企業者の記述は次のとおりです。

豊島区狭あい道路拡幅整備条例

(拡幅整備)

第八条 区長は、建築主等が第六条第三項に規定する関係権利者の承諾を得た場合は、事前協議に係る後退用地等について拡幅整備を行うことができる。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築主等については適用しない。ただし、区長が特に認める場合はこの限りではない。

一 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に規定する中小企業者以外の会社（次号に規定する法人に該当する会社を除く。）又は事業を営む個人

中小企業者とは

- ① 製造業・建設業・運輸業・その他の業種の場合、資本金3億円以下又は従業員300人以下の会社及び個人
- ② 卸売業の場合、資本金1億円以下又は従業員100人以下の会社及び個人
- ③ サービス業の場合、資本金5千万円以下又は従業員100人以下の会社及び個人
- ④ 小売業の場合、資本金5千万円以下又は従業員50人以下の会社及び個人